

2018 年 12 月 21 日

京都市長 門川大作様

提 言 書

よりよい介護をつくる市民ネットワーク

代表 中川 慶子

私たち 5 つの市民グループは、2016 年 12 月、新しく始まる介護保険の総合事業に危惧を覚え「よりよい介護をつくる市民ネットワーク」を結成し、以来、シンポジウムの開催、報告書の作成や行政へ提言書の提出などの活動を行って参りました。

今年度もさる 10 月 28 日に、第 3 回目のシンポジウムを開催し、大勢の市民の方たちとともに総合事業に焦点を当て、現状について学び、意見交換をしました。そこで出ました介護現場で働く従事者や市民の貴重な意見や要望をまとめましたので、私たちの会として京都市長に提言書を提出します。私たちの声を真摯に受け止め、その改善を強く求めます。

厳しい財政の京都市行政ではありますが、京都市民が、京都市に生涯、住んでよかったといえる安心、納得できる、介護保険制度を市民とともに創ってくださることを切に要望します。

記

1. シンポジウムでの介護現場、市民の意見・要望等について

(1) 地域包括支援センター

身体介護も生活援助も同じ支援の延長である。これを分けることは困難でありプランが立てにくい。介護予防をする段階が要支援のはずであり、従来からのヘルプが現行型であり新設型ではない。なぜ介護型を新設したのかわからない。ケアマネとして安心して任せられる専門職のヘルパーの存続を要望、報酬も元に戻すこと。

(2) 訪問介護事業所（ヘルパー）

利用者には、何人ものヘルパーやサービス提供責任者がかかわり誇りを持って仕事をしている。ヘルパーは一人暮らしの高齢者の体調や生活を整えながら、小さな変化にも気づくよう対応し、寄り添い、自立できるように生活を支援している。これがヘルパーである。単なる家事代行ではない。ヘルパー事業所の収入は減り、ヘルパーの賃金も低下している。ヘルパー不足は悪化し深刻である。

(3) 支え合い型訪問ヘルプ事業所

当事業所は昨年 4 月開設。関西圏を中心に 11 拠点で総合事業を行っている。事業運営の問題点は、担い手のヘルパーの不足にある。市は従事者研修修了者をもっと積極的に活用して担い手になるよう早急に対策を立ててほしい。当事業所では従事者研修修了者の採用後は社内研修を経て実務についている。ヘルパー利用の要望はあるが応じられない状況である。

(4) 有償ボランティアによる生活援助団体

当団体は介護保険の枠にとらわれず、地域の高齢者や障がい者の生活援助活動を 12 年間、独自に続けている。掃除など家事援助が中心であるが、個々人の大切な習慣や思いにも心を寄せる援助もして喜ばれている。活動には 43 名のスタッフが関わり、利用料 30 分毎 500 円、月平均 230 回以上訪問をしている。京都市はボランティア団体の育成・支援にもっと力をいれてほしい。

(5) 当事者・利用者代表

介護保険は高齢者にとって命綱である。最近、急な腰椎圧迫骨折で大変な目にあいヘルパー制度を利用した。80 歳代の高齢世帯で家事全般に支障をきたした。認定の手続や決定までに長い時間を要したこと、地域包括支援センターの対応などすべてに混乱した。頼りになったのは知り合いのヘルパーだった。”すこやか進行中！”は、分厚すぎて、見にくく、わかりにくく参考にならなかった。

2. 総合事業が施行されて、現在までに1年9カ月を経過しているが、次の点で順調にしているとは思われません。早急に改善を求めます。

- ①身体介護と生活援助は車の両輪であります。京都市は身体介護と生活援助を区分せず、介護予防訪問介護を公的責任で京都市独自の方法で実施してください。
- ②ヘルパーの専門性を明確にし、総合事業の報酬を引き下げないでください。生活援助を軽視せず同格に扱ってください。
- ③介護人材の不足は全国的な問題であり、特にヘルパー職の不足は今後もますます深刻化すると現場では心配しています。ヘルパーは在宅ケアを進めていくうえで欠かせない存在です。事業所の努力は限界を超えています。行政としてこの課題に処遇改善も含めて早急に取り組んでください。
- ④京都市内の全訪問介護事業所と従事するすべてのヘルパーの実態を京都市は把握していません。早急に人員、労働時間、賃金、離職、業務内容等を調査して問題点を明らかにし、早急に対策を講じることを求めます。
- ⑤京都市の「生活支援型ヘルプ事業所」は、大幅な報酬ダウンにより経営が成り立たず、また「支え合い型ヘルプ事業」は担い手不足でうまく機能していないという実態があります。第7期京都市民長寿すこやかプランの「地域支援事業の事業量及び事業費の見込み」計画（p30）は見込みとはいえ実態と大きなずれが生じています。計画の見直しを求めます。
- ⑥京都市は「支え合い型ヘルプサービス」を簡単な家事代行と位置づけ、無資格の住民の奉仕精神に期待した形で従事者を募る制度としていますが、これはヘルパーの専門性を軽視したもので利用者も現場の事業所も安心して利用できないという不安を持っています。この制度の見直しを求めます。
当面の改善策として、京都市はその責任において、研修時間（現行8時間）を拡大するなど資質・技量向上、継続した研修体制を構築し、賃金も増額するなど、改善を求めます。
- ⑦地域包括支援センターやケアマネジャーは、介護保険からの「自立」、「卒業」の名を借りた自立支援型マネジメントを推奨するのではなく、利用者の生活状態を踏まえて、公平・中立的な立場でケアマネジメントを行うよう行政は指導をしてください。
- ⑧総合事業も含めてケアプランの自己作成（マイケアプラン）を積極的に認め、地域包括支援センターは自己作成を支援してください。
- ⑨地域のボランティアは、住民自らが意欲を持って取り組める住民主体の活動と位置づけて、安上がりの地域資源として使わないこと。住民がボランティア活動への参加意欲を高めるように地域社会の醸成を図るようにしてください。
- ⑩介護財源を確保し、これ以上、介護制度の崩壊を起こさないでください。京都市民にこれ以上保険料の増額、自己負担額の増額を求めないでください。要介護1,2の総合事業への拡大はしないでください。

よりよい介護をつくる市民ネットワーク

きょうと介護保険にかかわる会、 京都ヘルパー連絡会、
高齢社会をよくする女性の会・京都、
助けあいグループりぼん、 マイケアプラン研究会